

# 労働者派遣契約の 安易な中途解除はしないでください

労働者派遣契約が解除されることなどに伴い、派遣労働者の雇用にも多大な影響を与えることとなります。派遣労働者の雇用の安定を図るためにも、労働者派遣契約の安易な中途解除は行わないようにお願いします。

また、派遣先の都合により、やむを得ず労働者派遣契約を中途解除する場合、労働者派遣法第29条の2に基づく労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置や、派遣先の講ずべき措置に関する指針に基づき、適切に対応することが必要です。

## 1 労働者派遣契約の解除の事前申し入れ

- 派遣先は、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申し入れを行うことが必要です。

## 2 派遣先における就業機会の確保

- 派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんするなどにより、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。

## 3 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

- ① 派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除によって派遣元事業主に生じた損害の賠償を行うことが必要です。
- ② その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることが必要です。
- ③ 派遣先は、派遣元事業主から請求があったときは、中途解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることが必要です。

### 【お問い合わせ】

厚生労働省 愛媛労働局 需給調整事業室  
Tel 089(943)5833

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html)